

桂川町告示第85号

令和元年第4回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年8月20日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和元年9月4日

2 場 所 桂川町議会議場

---

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

---

○9月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和元年 第4回(定例)桂川町議会会議録(第1日)

令和元年9月4日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和元年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第7 承認第9号 令和元年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第8 議案第22号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定
- 日程第9 議案第23号 桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第24号 桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第25号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例の制定
- 日程第12 議案第26号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第27号 桂川町小学校トイレ改修工事請負契約の締結
- 日程第14 議案第28号 令和元年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第29号 令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第30号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第31号 令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第32号 令和元年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 認定第1号 平成30年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第2号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第21 認定第3号 平成30年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第22 認定第4号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第23 認定第5号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第24 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託  
日程第25 認定第6号 平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定  
日程第26 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託  
日程第27 報告第4号 健全化判断比率の報告  
日程第28 報告第5号 資金不足比率の報告  
日程第29 報告第6号 平成30年度桂川町継続費精算報告書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 総務経済建設委員長報告  
    (1) 道路管理について  
日程第4 文教厚生委員長報告  
    (1) 教育環境整備について  
日程第5 議会広報委員長報告  
    (1) 議会広報の編集及び発行について  
日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦  
日程第7 承認第9号 令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）  
日程第8 議案第22号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定  
日程第9 議案第23号 桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定  
日程第10 議案第24号 桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定  
日程第11 議案第25号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例の制定  
日程第12 議案第26号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定  
日程第13 議案第27号 桂川町小学校トイレ改修工事請負契約の締結  
日程第14 議案第28号 令和元年度桂川町一般会計補正予算（第2号）  
日程第15 議案第29号 令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第30号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第31号 令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第18 議案第32号 令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第19 認定第1号 平成30年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定  
日程第20 認定第2号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の  
認定  
日程第21 認定第3号 平成30年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第22 認定第4号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第23 認定第5号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第24 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託  
日程第25 認定第6号 平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定  
日程第26 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託  
日程第27 報告第4号 健全化判断比率の報告  
日程第28 報告第5号 資金不足比率の報告  
日程第29 報告第6号 平成30年度桂川町継続費精算報告書

---

出席議員（10名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 井上 利一君      副町長 ..... 森田 増夫君  
教育長 ..... 大庭 公正君      総務課長 ..... 山邊 久長君

企画財政課長	……………	原中 康君	企画財政課長補佐	……………	小平 知仁君
建設事業課長	……………	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	………	坂井 習司君
税務課長	……………	平井登志子君	保険環境課長	……………	横山 由枝君
健康福祉課長	……………	江藤 栄次君	産業振興課長	……………	大屋 智久君
子育て支援課長	……………	秦 俊一君	水道課長	……………	山本 博君
学校教育課長	……………	北原 義識君	社会教育課長	……………	尾園 晃君
社会教育課長補佐	……………	原田 紀昭君			

---

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和元年第4回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 署名議員の指名**

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、青柳久善君、3番、柴田正彦君を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの17日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

ことしの夏は、昨年と比べますと全体として気温が低く、比較的過ごしやすかったように感じられますが、近年、気象情報でいわれる線状降水帯による豪雨が九州北部を襲うことが多くなっています。このため、各地で甚大な被害が発生していますが、本町におきましても例外ではありません。これからも台風シーズンが続きますので、災害への備えに努めたいと考えております。

さて、本日は、令和元年第4回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様におかれ

ましては、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り心から厚く感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日御提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、新たに会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定の必要が生じたので、条例案を御提案しています。これは、現在の臨時的任用職員にかかわる制度で、任用や給与等における適正化及び一元化を図るものです。なお、詳細については、令和2年度の施行に向けて取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本町の九郎丸地区に計画されています飯塚地区消防本部の桂川分署建設工事については、8月29日に行われた組合議会において、建設工事請負契約の締結についての議案が可決されました。そして、9月10日には機械設備工事と電気工事の入札が行われる予定で、来年8月の完成を目指しています。

次に、移住・定住政策を推進するための方策の一つとして、嘉飯圏域において住宅を建設する場合、桂川町及び飯塚市、嘉麻市と圏域内の8つの金融機関が協議し、住宅ローンの金利を0.1%軽減する協定を締結しました。圏域内の移住や定住化が促進することを期待しているところです。

また、地方創生の取り組みの一環として、新たに移住支援事業が施行されました。これは、東京圏の一極集中を是正するとともに、地方の中小企業等における人手不足の解消を目的として、東京圏から地方への移住者に対し支援金の支給を行うもので、種々の条件がありますが、本町としても対応していきたいと考えています。

次に、本年7月の台風5号がもたらした豪雨により、土師1区や内山田区などにおいて、河川の護岸や農地・農業用施設等に被害が発生しました。現時点では、被害箇所の確認作業が終わり、復旧のための測量・調査を順次行っているところです。

次に、桂川駅自由通路等整備工事につきましては、九州旅客鉄道株式会社と工事打ち合わせを行い、現在、仮駅舎の建設に着手しているところです。仮駅舎への切りかえは、9月21日の予定となっています。これから、本格的な工事に入りますので、近隣住民及び駅利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計については、平成25年度から赤字決算が続いていましたが、平成30年度決算では黒字に転じたので、繰越金の一部を国民健康保険特別会計の保険給付費支払準備基金に積み立てたいと考えています。

なお、今回の決算は黒字になりましたが、昨年度から、国民健康保険制度の財政運営が県との

共同運営に変更されています。福岡県の被保険者1人当たりの医療費は増嵩の傾向が続いていますし、本町の被保険者1人当たりの医療費は県の平均を上回っている状況にあります。このため、重症化を予防する観点から、特定健診の受診を積極的に推進してまいります。

次に、9月3日より敬老祝い金の支給を行っています。ことしの支給対象者数は77歳が162名、88歳が85名、99歳が8名となっています。なお、100歳以上の方は21名です。

次に、子ども・子育て支援法の改正により、本年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、関係条例の改正案及び補正予算を提案しています。

主な内容は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの全員と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料を無償化するものです。

そのほか、新たに「子育てのための施設等利用給付制度」が創設され、新制度に移行していない幼稚園の利用料や就学前児童に対する預かり保育並びに認可外保育施設等を利用した際に要する費用に対しましても、それぞれの要件の範囲内で無償化を行うものです。

次に、水道法の一部改正に伴い、本年10月から給水装置工事事業者制度が変更になります。今回、新たに有効期間が定められ、5年ごとの更新が必要となりますので、桂川町水道事業給水条例の一部改正について提案し、更新手数料について補正予算を計上しています。

次に、土師浄水場の災害対策の一環として取り組みました浸水防止工事は、本年7月に完了しました。

これは、近年発生している集中豪雨による泉河内川の増水や近隣の用水路等の溢水からくる施設を守るためであり、濁流の浸水被害の防止に効果があるものと期待しています。

次に、小学校及び中学校のエアコン設置工事につきましては、夏休み中に工事が完了し、桂川中学校では8月21日の夏季特別授業から、桂川東小学校では8月22日のサマースクールから、桂川小学校では9月2日の始業式からエアコンを使用しています。工事期間中は関係者の皆様に御協力をいただき、心より感謝いたします。

また、桂川小学校及び桂川東小学校のトイレ改修工事につきましては、設計作業が完了し、8月26日に入札を行いました。なお、契約の予定価格の関係で議会の議決が必要となる桂川小学校の工事請負契約の締結については、議案として提案していますので、よろしくお願いいたします。

次に、瀬戸区の公民館については、立地場所が山の斜面を背負っていることや、JRの線路により住宅地と遮断されていることから、以前から移転新築の希望がありました。今回、瀬戸区から、本町が造成した消防格納庫の敷地内に公民館新設の計画が進み、補助金の申請が出されたので、補正予算に計上したところです。

次に、まちの貴重な文化遺産である王塚古墳は、毎年2回、4日間の特別公開を行っていますが、見学者の感想として、石室内が暗くて見にくい、大きな鉄柱があって文様が見えない、年に4日では都合がつきにくいなどの声が多くあります。

本町としましては、文化財の活用という観点からも、専門家による委員会を設置し、王塚古墳の再整備計画を立てたいと考えています。なお、具体的な取り組みについては、文化庁及び県文化財保護課と協議しながら進めていきたいと考えています。

次に、桂川町立図書館は開館20周年を迎えました。これを記念して、福岡県読書推進大会を招致し、「桂川町大会」として11月10日日曜日に開催したいと考えています。

大会では、図書館の読書活動推進事業を支えていただいた読書グループの表彰や、図書ボランティア等への感謝状の贈呈並びに記念講演等を行う計画です。

次に、令和元年度の補正予算については、専決処分の承認1件と、議案5件を提案しています。

承認第9号の一般会計の専決処分第1号は、本年7月21日に発生した大雨による農地・農業施設の災害復旧費と、8月7日の落雷による防災・行政無線の修繕費を計上したものです。

次に、補正予算のうち、一般会計では第2号の補正をお願いしています。補正額1億4,264万5,000円を追加し、予算の総額を57億3,954万4,000円に定めるものでございます。

補正の主なものは、歳入予算では、1款町税において、調定額の決定による追加計上をしています。

また、11款地方交付税では、普通交付税が前年度比0.8%減となり、16億3,449万3,000円の決定を見ました。補正後の地方交付税の総額は、17億8,744万9,000円となり、財源留保額は4,704万4,000円となります。

13款の分担金及び負担金並びに14款の使用料及び手数料では、10月から実施される幼児教育・保育の無償化に関連して、保育料や授業料等をそれぞれ減額計上しています。

また、15款国庫支出金では、幼児教育・保育の無償化に関連する交付金として、教育・保育給付費分及び施設等利用給付費分を追加計上しています。

16款県支出金では、15款国庫支出金と同様に、幼児教育・保育の無償化関連の交付金と、農地・農業用施設の災害復旧費に係る県補助金を追加計上しています。

19款繰入金では、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金からの繰入金を1億3,000万円減額計上しています。また、公共事業整備基金繰入金は、町営住宅二反田団地の防災・行政無線移設工事の財源に充てるものです。

20款繰越金は、6月定例会で申しましたように、平成30年度一般会計の繰越額が2億1,011万6,000円となり、このうち、令和元年度に繰り越した事業に充当する財源を除いた実質的な繰越額は2億195万5,000円となっております。令和元年度当初予算では、繰



越金として6,000万円を計上していただきましたので、その差額1億4,195万5,000円を追加計上しています。

次に、歳出予算では、本年4月の人事異動に伴う予算の組み替え等により、職員人件費に関する関係費目を補正しています。

個別の案件では、2款総務費において、東京圏から移住促進を図る地方創生移住支援事業補助金を追加計上しています。また、前年度繰越金の一部を今年度新設した教育・保育施設整備基金に積み立てるとともに、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算に伴う繰入金を公共事業整備基金に追加計上しています。

3款民生費では、認可外保育施設等に充てる子育てのための施設等利用給付費を、6款農林水産業費では、県補助金として歳入で受け入れる同額を対象事業者に公布する博多和牛ブランド強化対策事業補助金や、県の全額補助で実施する荒廃森林再生事業費を追加計上しています。

8款土木費では、通称・桂川陸橋の定期点検費や町営住宅二反田団地の防災・行政無線移設工事費を追加計上しています。

10款教育費では、子ども・子育て支援制度未移行幼稚園等にかかわる子育てのための施設等利用給付費及び副食費給付費や、桂川幼稚園の緊急連絡メール委託費、瀬戸区公民館の移転新築工事にかかわる補助金、王塚古墳再整備計画の策定経費等を追加計上するとともに、11款災害復旧費では、農地・農業用施設災害復旧費を追加計上しています。

以上が一般会計の補正の主な内容でございます。

次に、平成30年度桂川町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

平成30年度の一般会計における主なハード事業としましては、学校施設環境改善交付金を活用した桂川中学校のトイレ改修工事並びに桂川幼稚園の空調設備の更新、桂川小学校の学童保育所として利用している桂寿苑の施設改修、桂川中学校体育館の照明機器のLED化など、教育・保育環境の改善に努めました。

また、町営住宅二反田団地A棟の竣工と供用開始を行うとともに、桂川駅周辺の計画に基づく防災調整池の整備及び桂川駅南側道路の全線完成による供用開始、さらに道路の舗装改良や橋梁の修繕工事等を実施しました。

このほか、桂川町消防団第1分団瀬戸班格納庫の移転新築や全国瞬時警報システムの機器更新、7月豪雨による農地・道路等の災害復旧工事等に取り組み、生活・交通環境の向上に努めたところです。

ソフト面については、空き家実態調査やゆのうら体験の杜オープン、私立幼稚園の新規採用保育士の就職準備に対する助成、学童保育所の利用料減免措置、ふくおか県央環境広域施設組合の

設立、ハザードマップの作成と配布、地域はつらつ応援助成金の創設など、それぞれの施策において、まちづくりの課題解決と住民の福祉の向上に努めました。

そのような状況のもと、一般会計の決算では、実質収支額が2億195万5,000円の黒字決算となりました。

特別会計の決算では、住宅新築資金等貸付事業特別会計が49万2,000円、国民健康保険特別会計3,446万7,000円、後期高齢者医療特別会計では、183万2,000円の黒字決算となっております。土地取得特別会計では、歳入歳出差引額がゼロ円となりました。

次に、財政運営上の重要な指標であり、公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられる経常収支比率は、前年度に比べ1.7ポイント高くなり、97.8%となっています。この要因は、固定資産の評価がえ及び地価の下落等による固定資産税の減収や、普通交付税・臨時財政対策債の減収が主なものです。

決算の審査に当たり、監査委員には細部にわたる分析・検討を加えられました審査意見書を御提出いただき、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、決算の内容につきましては、会計管理者が御説明いたしますので、御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

なお、本日御提案します議案は、人事案件に関するもの1件、令和元年度予算の専決処分が1件、条例の制定に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの4件、工事請負契約に関するもの1件、令和元年度補正予算が5件、平成30年度決算の認定に関するもの6件、報告3件の計22件でございます。

人事案件につきましては私から、議案の内容につきましては担当課長が御説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

### **日程第3. 総務経済建設委員長報告**

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

6月の議会定例会を終え、本会議まで延べ4回の委員会を開催しました。桂川駅自由通路整備工事について、現在桂川駅舎の西側にあるJR所有の建物を利用して仮駅舎の建設が進んでおり、

9月21日から仮駅舎に切りかわる予定であり、自由通路や新しい駅舎の建設が本格化します。今後、工事の進捗状況等を確認し、適切に工事が行われることを審査いたします。

次に、7月21日の台風5号による豪雨災害について、農地・農業用施設に被害が出ております。8月時点で、農地で10カ所程度、農道や水路で8カ所程度との報告が上げられており、被災箇所の確認作業はほぼ終わり、早期に復旧できるよう、測量・調査設計に着手しているところでございます。また、千代ヶ浦溜池の導水路を対象に、被災箇所や老朽化を現地視察し、復旧や修繕の必要性が高いことを確認いたしました。

次に、町民の皆様の生活基盤である道路や橋梁の維持工事等について、逐次審査中であります。各行政区からの要望箇所の整備に向けて、限られた予算ではありますが、住民の付託に応えていく上で緊急かつ重要な箇所を調査・検討しながら、道路の改善に努めたいと考えております。したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備についてを議題いたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教委員会に付託されています案件について、報告いたします。

6月議会の後、7月2日桂川幼稚園、23日桂川小学童保育所、8月5日桂川東小学童保育所を視察いたしました。前回報告していません土師保育所を含めて報告いたします。

土師保育所、5月24日に視察しました。

トイレの壁にカビが生えて変色しています。手洗い場の排水が悪く、水漏れのため床が変色し

ている箇所があります。休憩室に荷物が置かれ、吉隈保育所と同様に職員が休憩する場所がありません。職員室の職員の数がやはり足りないということでした。教室の大きさが違うので、クラスの配置がえが大変ということです。木ではなくて、コンクリートの上にシートを張った床なので疲れやすいということも指摘がありました。吉隈保育所と同様に、老朽化が激しい。何とかしなくてはいけない状況になっています。

桂川幼稚園、7月2日に行きました。

クーラーがついて、蒸し暑いときは除湿ができるようになって助かっています。大きな木の伐採もお願いし、予定されています。網戸は夏休みに設置予定であるというふうに、いろんな問題を適切に対応されています。なお、玄関の天井の塗装は剥げているというところは、唯一問題のようです。保育所を見た後の幼稚園ですので、何かほっとする感じ、手が届いているなということとは思いました。

それから、学童保育所、7月23日、桂川小関係に行きました。

その中で、自分自身知らなかったことなんですが、子供によっては、1年間トータルで見たとき、学校にいるよりも学童にいる時間のほうが長いということでした。土曜日でも放課後も夏休みもとなれば、そういうことがあるんだなど。それだけにこの学童保育所の大切さがやはり意識されました。桂川小関係でいえば、場所が3カ所に分かれています。小学校を1教室、それから、運動場の横にある従来からあった学童保育所、そして桂寿苑。このために、非常に連絡等をしにくいということ言われていました。さらに、障がいを持っている子がふえてきているのもっと支援員が欲しいんですということでした。これは保育所と同じ意見ですね。それから、かなりやっぱりいろんな障がいを持った子がいますので、かあっと興奮したときに落ち着く場所、いわゆるクールダウンの部屋というのが必要になってきています。それがとれていません。根本的にはやっぱりいろんな問題が、解決すべき問題があると思っています。

さて、ほかに言えば、支援員の休憩所はない。支援員を集めることに苦勞をしているそうです。要因は、賃金の低さ、ボーナスがない、など。支援員の学習の場、特に障がいを持ってくる子がふえていますので、そういう学習の場を保障できないかと言われていました。

では、具体的にいきます。

小学校施設内の学童ですが、1年生がそこに行っています。入り口が中庭にあるために、ひさしがなく雨が降ったらビニールシートを敷いて靴を並べて、そこに靴を置いている状況です。

運動場に面した学童、いわゆる最初につくられた学童の場所ですが、あそこはトイレに行くときに一旦外に出なくちゃいけない。それから、洋式トイレが少ないということは言われていました。今の子供は、ほとんど家庭で洋式トイレになれております。それが少ない。

3つ目、桂寿苑です。ここは3年から6年生、大きい子が行っているんですけども、見たら

1階の部屋はちょっと底が、床が抜けかけています。何か所かあります。天井からの雨漏りがある。同じようにトイレが少ないで、洋式が少ない。学校が終わったときに学童まで行くときに、桂寿苑まで行くときに駐車場通ります。このときに車、特に雨の日に非常に危険であるということが指摘されていました。

8月5日、学童保育所の東小の部分を視察しました。

桂川小を見た後でしたので、何かほっとするような明るさと、窓が大きいので明るく感じました。ただ、1部屋に48人いまして、ちょっとぎゅうぎゅう詰めであると言われています。スペース不足です。

今後とも、このように教育環境についての整備のための視察が必要です。つきましては、教育環境整備について継続審査をお願いし、委員会報告終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、教育環境整備については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

6月定例会後、3回の委員会を開催しています。この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年8月6日、第26号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き「けいせん議会だより第27号」を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、諮問1件、承認1件、議案11件、認定6件、報告3件であります。このうち諮問第2号、承認第9号は、本日即決していただき、議案第22号から第32号の議案11件については、本日、質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。

また、認定第1号から第6号につきましては、本日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会及び水道事業会計決算審査特別委員会を設置していただき、各特別委員会に付託したいと思しますので、御了承願います。

なお、議案第22号から第32号までの議案については、9月13日、17日、19日の3日間、各常任委員会で審議をしていただき、認定第1号から第5号については、9月5日、6日、10日の3日間、一般会計・特別会計決算審査特別委員会で審議をしていただき、認定第6号については、9月11日と12日の2日間、水道事業会計決算審査特別委員会で審査をしていただき、9月20日の本議会で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

---

## 日程第6. 諮問第2号

○議長（原中 政廣君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明いたします。

本件は、人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在、人権擁護委員を務めていただいております樋口惇委員の任期が本年9月30日をもって任期満了及び定年による退職となりますので、その後任として提案するものでございます。

後任の提案に先立ちまして、今回、任期満了を迎えられます樋口委員には、平成16年から5期、15年間の長きにわたり、桂川町の住民の人権擁護活動に御尽力をいただくとともに、飯

塚人権擁護委員協議会会長として積極的な御活躍をいただき、まことにありがとうございました。この場をお借りしまして、心から感謝を申し上げます。

その後任として御提案いたしておりますのは、住所は桂川町大字土師4192番地12、氏名は瓜生郁義氏、昭和27年12月19日生まれの66歳でございます。

次のページに参考資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

瓜生氏は、昭和50年3月に日本大学法学部を卒業され、同年10月から殖産住宅相互株式会社に勤められた後、昭和54年9月から福岡県職員に採用され、県教育庁北九州教育事務所生涯学習課長、県青少年科学館事業課長、県立社会教育総合センター企画主幹、県教育庁文化財保護課企画主幹、県教育庁教育企画部企画官等の要職を歴任されました。平成25年3月に、県立英彦山青年の家の所長を定年退職された後、本町の町立図書館長、教育委員会教育長を務められています。

瓜生氏は、性格は明朗闊達で、何事にも正面から熱心に取り組まれる方だと思います。また、大変誠実で温厚なお人柄で、これまで一緒に仕事をされてきた方からも高い評価を受けられています。34年間にわたる県教育委員会職員としての豊富な経験並びに本町の教育委員会教育長としての実績を持っておられる瓜生氏は、町民の皆さんの基本的な人権を擁護すると同時に、多岐にわたる相談事・心配事に的確に対応できる方であり、御活躍いただけるものと確信いたします。議員各位の御理解をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意を願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は、瓜生郁義君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、瓜生郁義君を適任とすることに決定しました。

## 日程第7. 承認第9号

○議長（原中 政廣君） 承認第9号令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を認める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 承認第9号令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について、説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

承認第9号につきましては、令和元年度一般会計予算について、補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年8月16日付で専決処分を行いましたので、本9月議会において報告し、御承認をお願いするものです。

それでは、別紙の令和元年度桂川町一般会計補正予算書（専決第1号）2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,632万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,689万9,000円とするものです。

7ページをお開きください。

歳入予算について説明いたします。

11款1項1目地方交付税2,250万円の計上は、財源調整によるものです。

次の8ページ、21款4項2目雑入382万4,000円は、防災・行政無線機器の落雷による被災に対する災害共済金の計上です。

次の9ページからは、歳出でございます。

2款1項12目防災諸費382万4,000円の追加は、防災・行政無線機器修繕料の計上です。

11款2項1目農林災害復旧費2,250万円の追加は、農地・農業用施設災害復旧事業に係る測量・設計委託費及び応急工事によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、承認第9号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号令和元年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

---

### 日程第8. 議案第22号

○議長（原中 政廣君） 議案第22号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第22号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が新たに導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し、必要な事項を条例で定める必要が生じたので、本条例案を提案するものでございます。

次の8ページをお開きください。

8ページから13ページにかけて、条例案を掲載いたしておりますが、最初に、本制度の概要について、説明を申し上げたいと思います。

これまで、全国の地方自治体では、臨時的任用職員、いわゆる臨時職員の任用根拠や給与、手当等についてさまざまな運用がなされており、統一的な取り扱いが図られていなかった現状がございます。今回の地方公務員法の改正により、新たに、会計年度任用職員という区分を追加し、制度の明確化を図るとともに、統一的な運用を行おうとするものでございます。また、本制度の施行により、現在本町において勤務をいただいております臨時的任用職員の方につきましては、一部を除いて本制度に移行するものでございます。

それでは、条例案の内容について、簡略に説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の目的を、第2条では、会計年度任用職員及び一般職の職員についての定義について定めております。また、会計年度任用職員の定義として、同条第1項第1号ではパートタイム、第2号ではフルタイムの会計年度任用職員について定めているところでございます。

第3条では、会計年度任用職員のパートタイム、フルタイム、それぞれの報酬及び給与の種類について定めております。

第4条から第6条にかけては、給与及び費用弁償の支払いの方法等、給料表の種類や適用範囲、報酬及び給料の基準について定めておるところでございます。

第7条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び単価の算出根拠について定めております。なお、パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額及び時間額となります。

第8条では、パートタイム会計年度任用職員に対する超過勤務手当や特殊勤務手当の支給について定めております。

第9条では、パートタイム及びフルタイムの会計年度任用職員の給与の支給方法等について定めております。

第10条及び第11条では、報酬の減額及び勤務1時間当たりの報酬の額について定めております。

第12条では、会計年度任用職員の期末手当についての算定及び支給について定めております。

13条では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について、第14条ではフルタイムの会計年度任用職員の旅費について定めておるところでございます。

15条では、給与、費用弁償及び旅費についての調整に関する事項を定めております。

16条では、単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与等については、別途定める旨を定めておるところでございます。

17条では、委任について定めております。

また、13ページに、別表といたしまして、級別標準職務表を掲載をいたしております。

施行期日につきましては、12ページの附則にて、令和2年4月1日と定めているところでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 先ほど、閉会中委員会の審査の意見を述べた中に、学童保育所の支援員の方の給与の低さ、それからボーナスがないというようなことを述べました。これは、今の提起されたこの条例は、そういったパートやフルタイムの人たちをもっと大事に扱うということなんですが、学童保育所は、今社協のほうに委託されていると思います。じゃあ、そこに対しても、この条例をある程度適用していくのかどうかということをお聞かせください。

○議長（原中 政廣君） 担当課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの柴田議員の質問にお答えをいたします。

まず、本条例案の適用範囲、これは本町における臨時職員等についてのものございまして、今言われました、委託をしております学童保育所の職員等の方に対して効力を有するものではないというふうには考えております。後は、そちらのほうで、今後どう準用されていくかというところに論点はあるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第22号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第9. 議案第23号

○議長（原中 政廣君） 議案第23号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。坂井住民課長。

○住民課長（坂井 習司君） 議案第23号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されるため、桂川町印鑑条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の改正は、本人からの申し出により、本町が備える住民基本台帳に旧氏が記載されている場合にあっては、印鑑登録原票に旧氏を記載し、旧氏での印鑑登録を選択することができるようにするものでございます。また、旧氏とは、氏以外にその者が過去に称していた戸籍上の氏のことをいうものでございます。

改正内容について、御説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

第2条第1項の改正は、文言の整理を行うもので、「本町の住民基本台帳」を、「本町が備える住民基本台帳」に改めるものでございます。

次に、第5条第1項第1号の改正は、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏もしくは通称、または、氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたものであわしていない印鑑の登録申請は受理できないことを規定するものでございます。

次の第5条第1項第2号の改正は、氏名の次に旧氏を加えることにより、旧氏での印鑑登録申請を受理できるようにするものでございます。

次に、第11条は、印鑑登録の抹消を規定した条文中、第1項第3号の条文中、「氏」の次に両括弧で、「氏に変更があったものにあつては、住民票に記録されている旧氏を含む」を加えるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上、簡略ではありますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この印鑑の登録が旧姓でもできるということでありませうけれど、このことを住民の皆さんにどのように周知されるんですか。

○議長（原中 政廣君） 坂井課長。

○住民課長（坂井 習司君） 御質問にお答えします。

まだ具体的には決めていませんけども、11月5日施行となる前に、広報等を通じて、住民の皆様には周知を図っていきたいというふうに考えています。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） これになると、旧姓でもできるということは、2つはできないですよ。新姓と旧姓両方使うとか、そういうのはできないですよ。

○議長（原中 政廣君） 坂井課長。

○住民課長（坂井 習司君） 本人の選択になります。いずれか一つになります。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は、11時10分をお願いいたします。暫時休憩。

午前10時59分休憩

午前11時12分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

## 日程第10. 議案第24号

○議長（原中 政廣君） 議案第24号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案第24号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書16ページをお願いいたします。

改正の理由といたしまして、町が保有している航空写真図の写しの交付に係る手数料を定めるため、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、本条例案を提出するものでございます。あわせて、条文の整備を行っております。

議案書の17ページをお開きください。

改正の内容について、御説明申し上げます。

手数料徴収条例の別表第2号、第3号において、現在、公簿、公文書及び図面等の写しの交付により、字図については1件につき200円の手数料で交付しているところでございますが、今回新たに「字図等」の文言を明記し、条文の整備を行うものでございます。

次に、別表第4号では、町が保有しております航空写真図の写しの交付に係る手数料を1件500円と定めるものでございます。現在は、航空写真図の写しの交付はしておりませんが、今回の改正により、交付ができるようにするものでございます。

附則といたしまして、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

## 日程第11. 議案第25号

○議長（原中 政廣君） 議案第25号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦子育て支援課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 議案第25号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について、御説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

提案理由は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び関係法令等の施行に伴い、桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に関する条例、桂川町立保育所設置条例及び桂川町立幼稚園設置条例の4つの条例の一部を改正し、桂川町立幼稚園授業料等徴収条例を廃止する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正の趣旨といたしましては、本年10月より実施されます幼児教育・保育の無償化により、対象児童、施設の認可、要件等について整理し、子育てを行う家庭の経済負担の軽減を図るため、行うものでございます。

議案書20ページをお開きください。

桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例について、御説明申し上げます。

まず、この条例案は、4つの条例の一部改正及び1つの条例の廃止について、第1条から第5条まで条立てで行うものでございます。

まず、1つ目の桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第1条として、20ページから29ページにかけて記載しております。

主な内容は、3歳から5歳までの子供に係る保育料等が無償となりますが、今まで保育料に含まれていた食材料費は現行のまま保護者負担となるため、副食、おかずなどの提供に要する費用の徴収に関する改正及び改正法による略称の変更や条項ずれに伴う改正を行うものでございます。

次に、2つ目の桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に関する条例の一部改正については、第2条として、29ページから30ページにかけて記載しております。

主な内容は、3歳から5歳の子供及び低所得世帯の子供に係る保育料等が無償となるため、該当する子供の保護者に係る利用者負担額の改正を行うものでございます。

次に、3つ目の桂川町立保育所設置条例の一部改正については、第3条として、30ページから31ページにかけて記載しております。

主な内容は、3歳から5歳までの子供に係る保育料等が無償となるため、保育料の納入義務を満3歳未満保育認定子供に係る教育・保育給付認定保護者に限定する規定に改めるものでございます。

次に、4つ目の桂川町立幼稚園設置条例の一部改正については、第4条として、31ページに記載しております。

主な内容は、改正法の施行に伴い、町立幼稚園に通う子供に係る授業料が無償となるため、授業料等の規定の削除を行うものでございます。

次に、5つ目の桂川町立幼稚園授業料等徴収条例の廃止について、第5条として、32ページに記載しております。

主な内容は、町立幼稚園に通う子供に係る授業料が無償となり、授業料等徴収の根拠規定が不要となるため、本条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 濟いませぬ、31ページの4条の何か第6号と書いてあるところで、幼稚園において預かり保育事業を実施することができるかと書いてございます。そのときに、本町で延長保育をやっておりますけれど、できるということですけど、保育料は無料になるのか確認したいと思ひます。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 御質問にお答えいたします。

幼稚園の延長保育という御質問ですけども、（「え」と呼ぶ者あり）一応これは無料にするように（「聞こえない、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）無料にするように考えております。

○議長（原中 政廣君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） ただいま議題になっております議案第25号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

## 日程第12. 議案第26号

○議長（原中 政廣君） 議案第26号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 議案第26号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

について、御説明いたします。

議案書 33 ページをお開きください。

提案理由は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について、更新精度が導入されたことに伴い、更新手数料を徴収するに当たり、地方自治法第 227 条及び第 228 条の規定に基づき、本条例を制定する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお開きください。

桂川町水道事業給水条例第 33 条の表に、指定給水装置工事事業者証更新交付手数料として、1 件につき 3,000 円を加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例の交付は、令和元年 10 月 1 日から施行とするものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上は、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 26 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

それでは、議案第 27 号は、プロジェクトを使用しますので、暫時休憩といたします。暫時休憩。

午前11時25分休憩

-----  
午前11時26分再開

○議長（原中 政廣君） それでは会議を開きます。

### 日程第 13. 議案第 27 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 27 号桂川小学校トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案第 27 号桂川小学校トイレ改修工事請負契約の締結について、お手元の議案書と議場内のスクリーンを用いて説明いたします。

35 ページをお開きください。



契約の内容について、御説明いたします。

工事名、桂川小学校トイレ改修工事。工事箇所、桂川町大字土居地内。工期、契約の効力発生の翌日から令和2年3月25日まで。請負契約額6,930万円（消費税含む）。工事請負人、住所、桂川町大字土居189番地2、氏名、石原技建株式会社代表取締役石原敏郎。契約の方法、指名競争入札。

提案理由につきましては、桂川小学校トイレ改修工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書36ページをお開きください。入札の結果について、御説明いたします。

入札年月日、令和元年8月26日。仮契約締結日、令和元年8月27日。指名業者につきましては記載のとおりでございます。設計金額7,123万8,200円（消費税含む）。最低制限価格5,615万9,091円（消費税含まず）。落札金額6,300万円（消費税含まず）。請負金額6,930万円（消費税含む）。落札業者、石原技建株式会社代表取締役石原敏郎。

続いて、議案書37ページをお開きください。ここからスクリーンのほうも説明に入らせていただきます。

この図は、桂川小学校の配置図を示しております。桂川小学校は鉄筋コンクリート造の3階建ての建物でございます。説明の都合上、校舎の名称を北棟、中棟、管理棟、南棟と呼ぶことにいたします。南棟のトイレは、1階が職員用、2階4年生、3階5年生、中棟トイレは、1階1年生、2階3年生、3階6年生、北棟については、1階のみで2年生となっております。

工事の概要について説明いたします。議案書の37ページの上段に記載しております。

建築主体工事、床改修237m<sup>2</sup>、湿式床から乾式床へ変更し、床は防滑性ビニル床シート仕上げとしております。壁改修773m<sup>2</sup>、合成樹脂塗装仕上げとしております。天井改修208m<sup>2</sup>、化粧石膏ボードを使用いたします。

電気設備工事、LED照明改修42個、内訳は記載のとおりでございます。人感センサー取り付け50個、内訳は記載のとおりでございます。人感センサーは、人を感知すると照明がつくものであり、節電効果が期待されます。

機械設備工事、大便器改修46カ所、内訳は記載のとおりです。小便器改修26カ所、内訳は記載のとおりです。洗面器改修28台、内訳は記載のとおりでございます。

続いて、38ページをお開きください。ここからは、トイレの改修前と改修後について説明いたします。

南棟1階の職員用トイレですが、改修前、つまり現在のトイレの配置を示しております。男子用は、小便器3、和便器1、洋便器1、手洗い2。女子トイレは、和便器2、洋便器1、手洗い

2となっております。改修後は、男子トイレが、小便器3、洋便器2、手洗い2。女子用が、洋便器3、手洗い2となっております。便座の仕様は、ウォシュレット、ウォームレット、女子トイレには擬音装置が付きます。

次に、39ページお開きください。南棟の2階4年生トイレ、3階5年生トイレについて説明いたします。

改修前は、2階、3階とも同じ構造であり、男子用は、小便器6、和便器2、洋便器1、手洗い2。女子用は、和便器3、洋便器2、手洗い2です。改修後は、男子用は、2階、3階とも小便器4、洋便器3、手洗い2。女子用につきましては、2階4年生トイレは、洋便器4、手洗い2。ここで、3階の5年生の女子トイレにつきましては、この黄色い部分が和便器に切りかわりまして、和便器1、洋便器3、手洗い2となります。便座の仕様はウォームレットで、5年生の女子トイレにつきましては擬音装置が付きます。

次に、議案書40ページをお開きください。中棟1階1年生トイレ、2階3年生トイレ、3階6年生トイレについて説明いたします。

改修前は、1階、2階、3階とも同じ配置であり、男子用は、小便器6、和便器1、洋便器1、手洗い2。女子用は、和便器4、洋便器2、手洗い2となっております。改修後は、女子用は、1、2階ともに洋便器5、手洗い2。男子用は、小便器4、洋便器2、手洗い2となっております。3階の6年生の女子トイレにつきましては、この部分が和便器になりまして、3階の女子につきましては、和便器1、洋便器2、手洗い2となります。便座の仕様はウォームレットで、6年生の女子トイレにつきましては擬音装置が付きます。

最後に、北棟1階の2年生トイレになります。議案書41ページでございます。

改修前は、女子用は、和便器1、洋便器3、手洗い1。男子用は、小便器4、洋便器2、手洗い1となっております。改修後は、女子用は、洋便器4、手洗い2。男子用は、小便器3、洋便器2、手洗い2となります。便座の仕様はウォームレットでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 濟いません、桂川小学校のトイレ改修ということでございますけれども、この今の説明を見てもみますと、教室のみであって、体育館がないようでありますけれども、体育館がない理由。そして、この体育館はその後どういうふうにするのかということ。それと、あと一つ、この設計図といいますか、それを見ていると、ウォームレットだけのところと何かウォシュレットとか、何かこう、するところがいろいろ違うんです。何でこれをどういうふうにし

て分けたのかなど。単純に見ていると、職員のところはウォシュレットとウォームレット、でもこっちのほう見ると、最後ら辺は、1階のところはウォームレットとかなつとる。どういう基準ちゅうか、考えでもってそういうふうに分けられたのか、そのところの説明をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

今回の改修につきましては、体育館は含んでおりません。この理由につきましては、やはり大規模改修にかかります費用というのは大きなものがございます。緊急度またはやはり優先度の高いところということで、校舎のトイレ、ふだん児童生徒が使うトイレを優先しての実施ということで、今回のような形になっております。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） あと、便座の仕様についてお答えいたします。

まず、職員トイレについては、大人が使いますのでウォシュレット、それからウォームレット、女性のほうには擬音装置がつくような仕様になっております。

学童、生徒たちが、子供たちが使うトイレにつきましては、基本はウォームレットということですね。5年生、6年生の女子トイレにつきましては、高学年になってきますとちょっとエチケットに気を使うような年ごろにもなってきますので、学校と相談しまして、擬音装置をつけましょうということでそういう仕様としております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ありがとうございます。

体育館外した理由を、緊急といいますか、それを要するところを重視したというふうにお聞きしましたけれど、体育館はその後どういうふうを考えておられるのか、そのお答えがなかったように思います。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 議員の質問にお答えいたします。

体育館のトイレの改修については、現在ではまだ未定でございます。（「ん」と呼ぶ者あり）現在未定でございます。（「未定」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。——ああ、柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 2点確認ですが、1点は先ほど言われた部分で、いわゆる5年と6年の女子トイレのみ擬音がついて、いわゆる音姫だと思います。中学校に行ったときは、ここまで時代は変わったんやなど、中学校もついていました。大事だなと改めて思ったんですが、学

校ときちっと確認がとれているということをもう1回答えてください。

それともう一つが、5年、6年のトイレだけ和式が2つありますね、1つずつ。その理由と、それは学校との了承か、そこを教えてください。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校との確認ですが、全て学校と協議しながら、仕様についても決めております。

御質問の和便器の件についてですが、これも高学年になってくると、大人の方もそうなんですけど、洋便器をちょっと人が座ったところに座りたくないとか、そういった意見もありまして、高学年になるとそういったところも配慮して、和便器を設けて対応するというふうに決めました。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

暫時休憩とします。

午前11時42分休憩

-----  
午前11時43分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、引き続き会議を開きます。

#### 日程第14. 議案第28号

○議長（原中 政廣君） 議案第28号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案第28号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

議案書42ページをお開きください。

提案理由といたしまして、令和元年度桂川町一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,264万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,954万4,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。

7ページの第2表地方債補正の追加につきましては、本年7月以降に発生した災害復旧事業に係る地方債の限度額を、3,500万円に定めるものでございます。地方債の変更、公共事業等債は、国庫補助金の年度間調整によるもの、臨時財政対策債は決定によるものです。

続きまして、11ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目町民税の個人分944万の追加、次の12ページ、2項1目固定資産税282万6,000円の追加、次の13ページ、3項1目軽自動車税36万6,000円の追加は、いずれも調定額の決定によるものです。

次の14ページ、10款1項1目地方特例交付金253万6,000円の追加は、減収補填特例交付金の決定によるものです。

次の15ページ、11款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の決定が去る7月23日になされ、当初予算では本年度交付予定額を16億2,254万1,000円と見込んでおりましたが、対前年度比0.8%減の16億3,449万3,000円の決定となりました。このうち、6月補正予算時点では、普通交付税15億7,527万9,000円と特別交付税2億円を合わせた地方交付税の総額17億7,527万9,000円を計上しておりましたが、専決第1号補正における普通交付税での財源調整2,250万円の追加と、今回の補正における普通交付税による予算調整1,033万円の減額を合算しますと、補正後の普通交付税の予算計上額は15億8,744万9,000円となり、特別交付税2億円と合わせた地方交付税の補正後の額は17億8,744万9,000円となり、財源留保額は4,704万4,000円となるものです。

次の16ページ、13款1項1目民生費負担金2,125万8,000円の減は、教育・保育無償化に伴う保育料の減額によるもの、2目土木費負担金8万3,000円の追加は、嘉麻市境の橋梁修繕工事に伴う負担金の増額によるもの、次の17ページ、14款1項6目教育使用料239万6,000円の減は、教育・保育無償化に伴う幼稚園授業料等の減によるものです。

次の8ページ、15款1項1目民生費国庫負担金3,893万2,000円の追加は、教育・保育無償化に伴う子どものための教育・保育給付費国庫交付金や、子育てのための施設等利用給付費国庫交付金の計上、次の19ページ、2項2目民生費国庫補助金7万2,000円の追加は、副食費等実費徴収補足給付事業費国庫補助金の計上によるもの、次の4目土木費国庫補助金936万円の減は、社会資本整備総合交付金の決定見込みによるもの、次の20ページ、16款

1 項 1 目民生費県負担金 5 1 5 万 2, 0 0 0 円の追加は、子どものための教育・保育給付費県臨時交付金等の計上によるもの、次の 2 1 ページ、2 項 1 目総務費県補助金 1 5 0 万円の追加は、地方創生移住支援事業費県補助金の計上によるもの、次の 2 目民生費県補助金 5 6 7 万 3, 0 0 0 円の追加は、教育・保育無償化施策の円滑化に係る子ども・子育て支援事業費県補助金等の計上、次の 5 目農林水産業県補助金 2 5 7 万 1, 0 0 0 円の追加は、多面的機能支払県交付金の増及び博多和牛ブランド強化対策費県補助金、荒廃森林再生事業費県補助金の計上です。

次の 7 目教育費県補助金 1 0 万円の追加は、福岡県教育委員会研究指定委嘱校研究費県補助金の計上、次の 8 目災害復旧費県補助金 5, 9 0 5 万円の追加は、本年 7 月以降における農林水産業施設災害復旧に係る県補助金の計上です。

次の 2 2 ページ、1 7 款 1 項 2 目利子及び配当金 1 万円の減額は、預金利子の決定及び決定見込みによるものです。

次の 2 3 ページ、1 9 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 3, 0 0 0 万円の減額は、今回の補正において、歳入が歳出を上回りましたので減額計上をいたしております。

次の 2 目公共事業整備基金繰入金 3 2 0 万円の追加は、町営住宅二反田団地防災無線の移転工事に伴う計上、次の 2 4 ページ、2 項 1 目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金 2 7 9 万 2, 0 0 0 円の追加は、当該会計の決算剰余金等の発生によるものです。

次の 2 5 ページ、2 0 款 1 項 1 目繰越金 1 億 4, 1 9 5 万 5, 0 0 0 円の追加は、6 月定例議会で申し上げましたとおり、平成 3 0 年度一般会計の繰越額が 2 億 1, 0 1 1 万 6, 0 0 0 円で、このうち令和元年度に繰り越しました繰越事業に充当する財源 8 1 6 万 1, 0 0 0 円を除いた実質的な繰越額は、2 億 1 9 5 万 5, 0 0 0 円となっております。この実質的な繰越決定額と、令和元年度当初予算で計上していました繰越金 6, 0 0 0 万円との差額 1 億 4, 1 9 5 万 5, 0 0 0 円を追加計上いたしております。

次の 2 6 ページ、2 1 款雑収入 2 5 3 万 7, 0 0 0 円の追加は、福岡県町村会からの「町イチ！村イチ！」参加助成金及び町立保育所副食費負担金の計上です。

次の 2 7 ページ、2 2 款町債 1 項 3 目土木費 9 3 0 万円の追加は、国庫補助金の年度間調整によるもの、6 目臨時財政対策債 7 0 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、決定によるもの、7 目災害復旧事業債 3, 5 0 0 万円は、農地・農業用施設に係る現年発生補助災害復旧事業債の計上によるものです。

2 8 ページからは歳出でございます。

歳出予算につきましては、職員の人件費につきまして、本年 4 月の人事異動に伴う予算の組み替え等によりまして、全ての関係費目に関して整理をいたしております。

それでは、内容について、説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費 1 万円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の 29 ページ、2 款総務費 1 項 1 目一般管理費 1,024 万 5,000 円の追加は、職員人件費の整理と、産休代替臨時雇い賃金の計上によるものです。

3 目財産管理費 2,278 万 7,000 円の追加は、公共事業整備基金預金利子の決定と、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金を全額公共事業整備基金に積み立てるもの及び教育・保育施設整備基金積立金の計上によるものです。

6 目企画費 200 万円の追加は、東京 23 区に 5 年以上在住または勤続した者が東京圏外の地域に移住し、かつ移住支援金の対象となる県のマッチングサイトに掲載された企業に就職した場合に限り、移住先の地方公共団体が地方創生推進交付金を活用して、移住者に対し支援金を支給することを可能にするもので、今回、新規計上いたしております。

次の 31 ページ、2 項 1 目税務総務費 182 万 7,000 円の減は、職員人件費の整理によるものです。

次の 32 ページ、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 135 万 5,000 円の追加は、職員人件費の整理及び印鑑登録システム改修委託料によるもの、次の 33 ページ、4 項 4 目福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙費 69 万 3,000 円の減、次の 34 ページ、6 項 1 目監査委員費 8,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の 35 ページ、3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費 88 万 8,000 円の追加、3 目老人福祉費 1,000 円の減は、職員人件費の整理等によるものです。

4 目重度障害者医療費 192 万 9,000 円、5 目子ども医療費 175 万 7,000 円、6 目ひとり親家庭等医療費 52 万 7,000 円の追加は、いずれも前年度県補助金の精算による返還金の計上、次の 7 目未熟児養育医療費 41 万 6,000 円の追加も、精算による前年度国庫負担金及び県負担金の返還金の計上を行っております。

次の 10 目地域包括支援センター事業費 1 万 3,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の 37 ページ、2 項 1 目児童福祉総務費 47 万 4,000 円の追加は、教育・保育無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費の計上、次の 4 目子育て支援費 691 万 1,000 円の追加は、職員人件費の整理及び教育・保育無償化事業の円滑化に係る備品購入費等の計上によるものです。

次の 5 目土師保育所費 947 万 8,000 円の減額、6 目吉隈保育所費 113 万 9,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の 39 ページ、3 項 1 目国民年金費 3,000 円の追加は、職員人件費の整理によるもの、次の 40 ページ、4 項 1 目同和対策総務費 46 万 4,000 円の追加は、土師五集会所修繕費、

ブロック塀の一部をフェンスにかえる工事によるもの、次に2目人権センター運営費221万4,000円の追加、次の41ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費1,124万6,000円の減、次の42ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費1万1,000円の追加、次の43ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費33万1,000円の減は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

なお、2目農業総務費では、鉾害復旧かんがい排水施設維持管理基金預金利子積立金3,000円を追加計上しております。

次の4目農業振興費60万3,000円の追加は、「町イチ!村イチ!」出店に係る旅費の計上や、多面的機能支払交付金の増によるもの、次の5目畜産業費127万円の追加は、博多和牛ブランド強化対策事業補助金の計上、次の6目農地費9万4,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、次の45ページ、2項3目108万8,000円の追加は、荒廃森林再生事業費の計上です。

次の46ページ、7款商工費1項1目商工総務費232万8,000円の減額、次の47ページ、8款土木費2項1目道路橋梁総務費36万9,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の2目道路橋梁維持費200万円の追加は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う橋梁測量調査委託料の計上です。

次の48ページ、3項1目都市計画総務費4,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、次の5目都市再生整備事業費は、財源組み替えを行っております。

次の49ページ、4項1目住宅管理費4,000円の追加は、職員人件費の整理、次の2目住宅建設費320万9,000円の追加は、職員人件費の整理と二反田団地防災無線移設工事の計上です。

次の50ページ、9款1項1目非常備消防費151万4,000円の減は、飯塚地区消防組合負担金の組合通知によるものと、消防ポンプ自動車購入及び防災整備基金預金利子積立金の確定によるもの、次の51ページ、10款教育費1項2目事務局費310万8,000円の追加は、職員人件費の整理及び福岡県教育委員会研究指定委嘱校研究事業経費並びに桂川幼稚園におけるすぐメール委託料、教育・保育無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費、未移行幼稚園等副食費給付費の計上及び私立幼稚園就園奨励費補助金の減によるものです。

次の53ページ、5項1目桂川幼稚園2万2,000円の追加、次の54ページ、6項1目共同調理場4万5,000円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

次の7項1目社会教育総務費222万9,000円の追加は、職員人件費の整理及び土師コミュニティセンター施設修繕によるもの、次の2目公民館費800万円の追加は、瀬戸区公民館



建設補助金の計上、4目文化財保護費46万8,000円の追加は、王塚古墳保存活用策定事業経費の計上によるもの、次の56ページ、6目王塚装飾古墳館費9,000円の減、7目図書館費270万7,000円の減、次の57ページ、8項3目総合体育館費1万円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

次の58ページ、11款災害復旧費2項1目農林災害復旧費1億72万2,000円の追加は、現年発生農地等災害復旧工事費1億円ほか、災害復旧事務に係る関連経費の計上です。

次の59ページ、12款公債費1項1目元金62万4,000円の追加、2目利子425万9,000円の減額は、既発行地方債の利率の一部見直しや、新規発行地方債の借入利率の決定によるものです。

以上、簡単な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長説明に対し質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 質疑ではありませんけれど、課長が言い間違えられたと思います。56ページで、王塚装飾古墳館のその補正額を減とおっしゃったように思います。これは、減じゃないですよ、三角はついていませんから。これ9,000円の追加じゃないんですかね。減ちゆうことは三角がつくんじゃないんですかね。たしか減とおっしゃいました。

○議長（原中 政廣君） それは、後ほど確認させて修正させます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時でお願いします。

午後0時06分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

議案第28号、訂正の申し出がありますので、訂正を許します。原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） それでは、議案第28号の私の説明の中で誤りがございましたので、おわびの上、訂正を説明させていただきたいと思います。

まず初めに、吉川議員から御指摘いただきました56ページの1番上、10款7項6目王塚装飾古墳館費の9,000円の、私が減と申し上げましたけれども、正しくは追加、増でございます。

の誤りがございました。

それとあと2点ですね、22ページの17款1項2目利子及び配当金1,000円の減、これを1万円と説明しておりますので、これも正しくは1,000円の減ということで訂正をさせていただきます。

それともう1点、29ページ、2款1項3目財政管理費の財政を財産管理費と発したということで、正しくは財政管理費ということで、議案書自体には誤りはございませんので、おわびの上、訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

以上です。

---

### 日程第15. 議案第29号

○議長（原中 政廣君） 議案第29号令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案第29号令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

議案書43ページをお願いいたします。

提案理由といたしまして、繰越金等の予算計上に伴い、補正の必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、補正予算書にて御説明申し上げます。

補正予算書2ページをお願いいたします。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279万2,000円を追加し、予算の総額を511万7,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入2,000円の減額は、調定額の決定によるものでございます。

2目住宅新築資金貸付金元利収入79万5,000円の増額、3目宅地取得資金貸付金元利収入100万円の増額は、調定額の決定及び不動産競売による収入額の増加によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

3款繰越金1項1目繰越金49万2,000円の増額は、前年度からの繰越金で決定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

4 款諸収入 1 項 1 目雑入 5 0 万 7, 0 0 0 円の増額は、不動産競売に伴い、裁判所にあらかじめ納める手続費用の償還によるものでございます。

1 0 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 2 7 9 万 2, 0 0 0 円の増額は、一般会計への操出金でございます。

以上、簡略ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 2 9 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第 1 6 . 議案第 3 0 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 3 0 号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保健環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第 3 0 号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

議案書の 4 4 ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、令和元年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の 2 ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 8 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 億 5, 3 8 2 万 4, 0 0 0 円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 3 7 7 万 4, 0 0 0 円の減額、8 ページ、2 目退職被保険者等国民健康保険税 1 2 3 万円の減額は、6 月の保険税の決定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

5款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金1,414万9,000円は、財源調整により減額、2節特別交付金271万9,000円は、国民健康保険システム改修に係る補助金として増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金は、担当職員の給与等の調整及び社会保障税番号制度システム整備に伴い、85万2,000円の増額をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

7款1項1目療養給付費交付金繰越金1,000円の減額及び2目その他繰越金3,446万6,000円の増額は、決定によるものです。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費357万2,000円の増額は、担当職員の給与等の調整及び社会保障税番号制度システム整備と国民健康保険システム改修に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

7款1項3目償還金は、国庫負担金等の精算返還金として、31万1,000円の増額をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

9款1項1目国民健康保険給付費支払準備基金積立金には、1,500万円を積み立てるため増額をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第30号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第17. 議案第31号

○議長（原中 政廣君） 議案第31号令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保健環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第31号令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,960万1,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金3,000円の増額は、担当職員の共済組合負担率変更に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金46万9,000円の減額は、決定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3,000円の増額は、担当職員の共済組合負担率変更に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金46万9,000円の減額は、決定によるものでございます。

以上、簡単でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第18. 議案第32号

○議長（原中 政廣君） 議案第32号令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 議案第32号につきまして、御説明申し上げます。

議案書46ページをお開きください。

本議案は、令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。令和元年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にて御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました資本的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款水道事業収益を3万6,000円増額し、補正後の額を2億2,054万9,000円に、支出におきましては、水道事業費用を40万9,000円減額し、補正後の額を2億1,627万9,000円に定めようとするものでございます。

2ページをお開きください。

第3条では、当初予算の4条で定めた資本的収入及び支出のうち、支出におきまして、第1款資本的支出を134万7,000円増額し、補正後の額を3,090万6,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、5ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

5ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入についてです。

1款1項3目その他営業収益の3万6,000円の増額は、指定給水装置工事事業者証更新交付手数料によるものです。

支出についてです。

1款1項1目原水及び浄水費の2万4,000円の増額並びに2目配水及び給水日の1万2,000円の増額は、共済組合の負担金率の変更に伴うものです。

4目総係費の44万5,000円の減額は、人事異動の整理及び共済組合の負担金率の変更に伴うものです。

資本的収入及び支出の支出についてです。

支出の1款1項4目固定資産購入費の134万7,000円の増額は、軽四輪自動車の廃棄に伴う軽四輪自動車購入費でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上は、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたしま

す。

---

日程第19. 認定第1号

日程第20. 認定第2号

日程第21. 認定第3号

日程第22. 認定第4号

日程第23. 認定第5号

○議長（原中 政廣君） 認定第1号平成30年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成30年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件を一括の議題といたします。

内容の説明を求めます。坂井会計管理者。

○会計管理者（坂井 習司君） 平成30年度桂川町一般会計及び特別会計の決算について、認定第1号から第5号まで、一括して御説明をさせていただきます。

この議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

一般会計、特別会計の決算認定に当たりまして、議会に提出させていただいた資料は、平成30年度一般会計・特別会計決算書、平成30年度決算概要説明書、平成30年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書、このほか、監査から示されました平成30年度歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成30年度決算に係る健全化判断比率等審査意見書でございます。御確認をお願いいたします。

それでは、決算概要説明書により御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

平成30年度の決算について、総括的に示しておりますので、御一読をいただきたいと思います。

4ページをお願いいたします。会計別総括表でございます。

平成30年度の決算について、一般会計及び特別会計の予算現額、収入済み額、支出済み額、差引額をまとめております。また、参考といたしまして、前年度の決算内容と対前年度比率を併記しているところでございます。

平成30年度一般会計では、収入済み額57億9,597万2,944円、支出済み額55億8,585万6,930円で、差引額、いわゆる形式収支額は2億1,011万6,014円となり

ました。一般会計では、継続費途次繰越及び繰越明許がなされておりますので、このうち、翌年度に繰り越すべき財源816万1,000円を差し引いた実質収支額は、2億195万5,014円の黒字となっております。

一般会計と特別会計の合計は、収入済み額75億2,769万2,613円、支出済み額72億8,078万5,594円で、差引額は2億4,690万7,019円でございます。

なお、実質収支額は、2億3,874万6,019円となるものでございます。

5ページから10ページまでは、一般会計決算の状況でございます。款別にまとめておりますので、要点のみ御説明をさせていただきます。

5ページ、歳入でございます。

1款町税は、本町の自主財源の根幹をなすもので、収入済み額は11億4,966万187円、歳入全体の19.8%を占め、対前年度1.1%の減でございます。収入割合のうち、対調定の95.7%は徴収率を示すものですが、徴収率と不納欠損につきましては、後ほど別のページで御報告をさせていただきます。

2款地方譲与税は、本町では自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税の2税について譲与を受けております。収入済み額は5,550万6,000円、対前年度比0.8%の増でございます。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県税として徴収された一部が県民税の割合に応じて交付されたものでございます。対前年度比は、いずれも減となっております。

6款地方消費税交付金は、収入済み額2億1,353万9,000円、対前年度比0.6%の増でございます。

9款地方特例交付金は、対前年度比23.9%の増、10款地方交付税は、収入済み額18億9,827万1,000円、対前年度比1.3%の減で、このうち普通交付税は前年度に比べて2.4%の減、特別交付税は5.8%の増となっております。

6ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金は、保育料が主なもので、収入済み額は1億173万5,170円、平成30年度からは学童保育所利用料を町の予算として受け入れたことにより、対前年度比11.7%の増となっております。

13款使用料及び手数料は、町営住宅使用料など各種施設使用料、窓口手数料及びごみ処理手数料などで、収入済み額1億532万258円、対前年度比0.2%の増でございます。

14款国庫支出金は、収入済み額8億2,347万2,469円、平成30年7月の豪雨による公共土木施設災害復旧事業及び桂川中学校トイレの大規模改修、桂川幼稚園のエアコン設置に係る学校施設環境改善国庫交付金などの新規事業並びに町営住宅二反田団地建設事業に係る交付金



などで、対前年度比5.6%の減は、駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減額、ゆのうら体験の杜建設に係る地方創生拠点整備交付金の皆減などによるものでございます。

15款県支出金は、収入済み額4億5,476万8,485円、平成30年7月の豪雨による農林水産業施設災害復旧費県補助金の皆増などにより、対前年度比9.3%の増となりました。

次のページ、16款財産収入、収入済み額3,027万4,746円、旭ヶ丘団地売り払い収入は平成29年度より1区画多い2区画分で、対前年度比29.3%の減は、平成29年度に受け入れました桂川町土地開発公社出資金等返還収入の皆減によるものでございます。

17款寄附金、収入済み額652万3,173円、ふるさと応援寄附金の減により、対前年度比10.9%の減となっております。

18款繰入金、収入済み額568万7,379円、対前年度比21.4%の減は、桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金の減によるものでございます。

19款繰越金は、前年度からの繰越明許、逡次繰越分と合わせまして、収入済み額2億2,041万2,988円、対前年度比21.4%の増となっております。

20款諸収入は、収入済み額9,433万6,566円、対前年度比2.1%の減は、県道豆田稲築線新設に係る遺跡発掘が終了したことに伴い、調査負担金が減額になったことなどによるものでございます。

21款町債は、収入済み額5億7,864万4,000円、対前年度比22.5%の増は、桂川町消防団瀬戸班格納庫整備事業、桂川中学校トイレ改修などに係る学校施設環境改善事業、7月の豪雨災害による災害復旧事業など新規事業に係る起債及び町営住宅建設事業債などの増によるものでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済み額57億9,597万2,944円で、前年度に比べて1.6%増加をしております。

8ページをお願いします。これより歳出でございます。

1款議会費は、支出済み額6,635万3,710円で、議会にかかわる経費を支出しております。

2款総務費は、支出済み額6億4,199万7,066円、ゆのうらアグリ体験事業、空き家実態調査及び洪水ハザードマップ作成などの事業に取り組みました。また町長選挙及び町議会議員一般選挙の執行、議会運営にタブレット端末を導入しております。対前年度比22%の減は、ゆのうら体験の杜建設工事費の皆減及び基金積立金の減などによるものでございます。

3款民生費は、支出済み額21億8,603万2,024円で、歳出全体の39.1%を占め、対前年度比0.6%の増でございます。高齢者を対象にしたひまわりカフェの開催回数をふやすなど、高齢者福祉の充実を図る取り組みや、放課後児童クラブの施設改修及び利用料減免制度の

導入など、福祉、医療、子ども・子育て支援に関する各種事業を行っております。

次のページ、4款衛生費は、支出済み額4億5,494万479円、各種健診予防接種などの健康管理や健康増進、ごみ処理など、健康で衛生的な生活環境を保持するための事業を行っております。飯塚市・桂川町衛生施設組合し尿処理場穂波苑の起債償還が平成29年度で終了したことによる負担金の減額など、対前年度比4.5%の減となっております。

5款労働費は、支出済み額2,989万5,589円、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料及び同補助金が主なものでございます。

6款農林水産業費は、支出済み額8,968万6,792円、青年就農者の拡大を目的とした農業次世代人材投資事業、荒廃農地の防止や改善を図る機構集積支援事業など、農林振興に関する事業及び水利施設の改修を行っております。対前年度比5.7%の減は、平成29年度に実施した、湯ノ浦ため池改良工事費の皆減などによるものでございます。

7款商工費は、支出済み額1,629万8,164円、桂川町商工会への助成やプレミアム付き商品券発行事業に係る補助などを行っております。商品券のプレミアム率は、平成29年度と同じく10%で、発行総額は2,200万円となっております。

8款土木費は、支出済み額7億1,075万6,974円、道路橋梁新設改良工事では、山崎上深町線道路約197m区間を施工し、全線が開通しています。桂川駅周辺整備では、防災調整池にポンプ設備を設置、都市再生事業では、桂川駅舎改築及び自由通路設置に係る設計業務を委託しております。また、平成30年度で、町営住宅二反田団地第1期建設工事及び集会所建設工事が完了し、対前年度比13%の増でございます。

9款消防費は、支出済み額2億7,285万8,906円、飯塚地区消防組合負担金が主なもので、平成30年度は、桂川町消防団第1分団瀬戸班格納庫の移転新設、防火水槽の新設など、防災活動拠点施設の整備、災害対策に取り組みました。

10ページをお願いします。

10款教育費は、支出済み額5億9,188万1,471円、義務教育に係る経費や、住民センター、王塚装飾古墳館など、社会教育施設の維持管理経費が主なものでございます。学校教育では平成29年度に引き続き、学力アップ推進事業や少人数学級の実施、土曜学習塾の開設など、教育環境の充実に向けた取り組みや、ゆのうら体験の杜での小中学校セカンドスクール事業を実施しております。また、桂川中学校のトイレ改修、体育館照明機器のLED化、桂川幼稚園にエアコンを設置するなど、教育施設の整備・充実を図りました。社会教育では、地域はつらつ応援助成金を創設し、地域コミュニティ活動を積極的に推進しております。

11款災害復旧費は、支出済み額1億821万6,420円、平成30年7月に発生しました西日本豪雨による農地等災害及び公共土木施設災害の復旧工事を行いました。平成29年度は自

然災害は発生していませんので、対前年度比3万5,903.4%の増となっております。

12款公債費は、支出済み額4億1,693万9,335円です。このうち、償還元金は3億9,048万5,761円、対前年度比3.3%の減となっております。

以上、一般会計の歳出合計は、支出済み額55億8,585万6,930円で、前年度に比べて1.8%増加しております。

次のページ、ここに町税の徴収実績をまとめております。徴収実績の合計では、徴収率が現年課税分99.1%、滞納繰越分26.6%で、前年度比では現年課税分で0.2ポイント、滞納繰越分で3.4%高くなっており、徴収率の合計95.7%は、前年度と比べて1.6ポイント高くなっております。

12ページをお願いします。これより、特別会計でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入合計で、収入済み額372万1,653円、次のページ、歳出合計は、支出済み額322万9,526円で、実質収支は49万2,127円の黒字決算となっております。

14ページをお願いします。

土地取得特別会計は、実質的な事業がございませんでしたので、歳入歳出決算額はともに3万4,193円、差引残額はゼロ円となっております。

16ページをお願いします。ここから、国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険特別会計は、歳入合計で、収入済み額15億4,083万5,236円になっております。また、平成30年度から、国民健康保険事業は県との共同運営が施行されたことにより、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は廃款となっております。

18ページをお願いします。

歳出合計は、支出済み額15億636万8,138円で、実質収支は3,446万7,098円の黒字決算となりました。平成29年度の歳入不足額795万966円を、平成30年度の繰上充用金で措置しておりますので、平成25年度からの累積赤字は解消しております。また、平成30年度から施行された県との共同運営により、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金と介護納付金は廃款となっており、老人保健拠出金は、老人医療制度の終了に伴い廃款となっております。

次のページ、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入合計で、支出済み額は1億8,712万8,587円となっております。

20ページをお願いいたします。

歳出合計は、支出済み額1億8,529万6,807円で、実質収支は183万1,780円の黒字決算です。

次のページ、ここでは、一般会計及び特別会計の不納欠損についてまとめております。

地方税法第15条の7第4項執行の停止が3年間続いたもの、同じく第5項納税義務者が死亡または継承者がいないもの及び法人が倒産し事業再開の見込みがないもの、同法第18条第1項徴収権を行使できる日から5年間を経過しているものの規定により処分を行ったものでございます。不納欠損は、全体で延べ1,111件、1,226万3,193円となっております。

以上、平成30年度一般会計及び特別会計決算について、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### **日程第24. 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託**

○議長（原中 政廣君） それでは、ただいま議題となっております認定第1号から第5号については、総務経済建設委員から3名、文教厚生委員から3名、計6名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月5日、6日、10日の3日間で審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から第5号については、6名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、一般会計・特別会計決算審査特別委員について、各常任委員会で選出し、委員長、副委員長の選出もあわせて行います。暫時休憩といたします。暫時休憩。

午後1時38分休憩

-----  
午後1時46分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、会議を開きます。

ただいま設置しました一般会計・特別会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済建設委員会から北原裕丈君、青柳久善君、林英明君、文教厚生委員会から柴田正彦君、大塚和佳君、吉川紀代子君の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6名を一般会計・特別会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に青柳久善君、副委員長に柴田正彦君がそれぞれ選出されていますので、あわせて報告いたします。

---

## 日程第25. 認定第6号

○議長（原中 政廣君） 認定第6号平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 認定第6号平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

議案書の52ページをお開きください。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和元年7月8日から7月11日までの4日間をかけ、桂川町監査委員より精力的な審査をいただき、決算の審査意見書をいただいたところでございます。このことを踏まえまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に平成30年度桂川町水道事業会計決算書とあわせまして、監査委員の所見として提出いただきました平成30年度桂川町水道事業会計決算審査意見書も配付させていただいております。よろしくお願いたします。

それでは、決算の内容説明を、平成30年度桂川町水道事業会計決算書により、要点のみを簡略に御説明させていただきます。

最初に、決算書の9ページをお開きください。平成30年度桂川町水道事業の概況報告でございます。

本件、報告金額の消費税の取り扱いに関しましては、収益的収支については消費税抜き、資本的収支については消費税込みの金額となっておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

平成30年度の有収水量は131万8,962m<sup>3</sup>で、前年度比較で5,604m<sup>3</sup>の減少、また、給水戸数は5,932戸で、前年度比較で3戸が増加しています。

水道事業収益は2億887万5,724円で、前年度比較で54万6,430円の減少です。主な原因は、営業収益が53万9,400円減少したことによるものです。

次に、水道料金の未収金については419万8,520円で、前年度と比較しますと57万7,090円の増加です。

水道事業費用における支出は1億8,605万1,967円で、前年度比較で1,022万609円が増加しています。主な原因は、資産減耗費が242万6,581円減少したものの、営業費用の原水及び浄水費が759万4,233円、配水費及び給水費が612万4,750円増加したことによるものです。

今年度の不納欠損は15件です。内訳につきましては、債務者死亡が1件、所在不明が14件となっており、金額は4万8,410円です。

収益的収支の決算状況では、当年度純利益が2,282万3,757円となりました。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益2,282万3,757円に、前年度繰越利益剰余金5,947万3,647円を合わせた8,229万7,404円を計上しています。この当年度未処分利益剰余金につきましては、一部を減債積立金及び建設改良積立金として処分した上で、次年度へ繰り越す予定です。

資本的収支の収入はありません。

支出は、1,831万8,826円となり、その不足する額1,831万8,826円は、過年度分損益勘定留保資金1,814万4,153円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万4,673円で補填しました。

なお、事業の詳細につきましては、10ページ以降に記載しておりますので、お目通しをしていただきますようお願いいたします。

戻りまして、1ページをお開きください。平成30年度桂川町水道事業決算報告書でございます。

計上いたしております金額は、消費税込みの金額です。

収益的収入及び支出でございます。

収入についてです。上段の表中、左から6列目の決算額について御説明いたします。

第1款水道事業収益は2億2,478万661円で、内訳といたしまして、1項の営業収益は、水道使用量等の収益2億1,509万4,162円、2項の営業外収益は、預金利子及び長期前受金戻入、雑収益等の968万6,499円でございます。

次に、支出についてです。下段の表中、左から10列目の決算額について御説明いたします。

第1款水道事業費用は2億176万7,819円で、内訳といたしまして、第1項営業費用の1億8,664万9,676円は、職員等の人件費、浄水場の動力費、修繕費等の費用です。第2項営業外費用の1,511万8,143円は、企業債利息に係る費用及び消費税等でございます。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

収入についてです。上段の表にてお示ししておりますとおり、資本的収益の決算額は企業債の借入れや国庫補助金の受け入れがございませんので、ゼロ円となっております。

次に、支出についてです。下段の表中、左から9列目の決算額について御説明いたします。

第1款資本的支出の決算額は1,831万8,826円で、主な支出は、第1項建設改良費の235万8,093円は、取水量計プリンタ及び取水量計等の固定資産購入費です。第2項は企業債償還金として1,596万733円を支出しております。

3ページをお開きください。平成30年度桂川町水道事業損益計算書でございます。

計上金額は、消費税抜きの金額です。

この表は、ただいま説明いたしました決算において、年間の経営活動の状況をまとめたものです。

当年度の純利益は、右から4行目に記載しております2,282万3,757円の黒字となり、前年度からの繰越剰余金5,947万3,647円を加えた当年度の未処分利益剰余金は、8,229万7,404円になっております。

次に、5ページをお開きください。

こちらにつきましては、先ほど説明いたしました剰余金の処分計算書でございます。本件は、桂川町水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項及び第2項の規定によりまして、未処分利益剰余金8,229万7,404円は、将来の企業債償還に充てるための減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円として積み立てた上で、6,229万7,404円を平成30年度への繰越利益剰余金といたしております。

6ページをお開きください。平成30年度桂川町水道事業貸借対照表でございます。

計上金額は消費税抜きの金額です。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、右下1行目に記載しております16億3,163万8,778円です。

7ページをお開きください。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰り延べ収益を合わせた負債合計は、右下に記載のとおり5億6,019万8,822円です。

8ページをお開きください。

資本の部では、6の資本金、7の剰余金を合わせた資本合計は、右下から2行目に記載のとおり10億7,143万9,956円です。

7ページの負債合計と合わせた負債資本合計は、右下に記載のとおり16億3,163万8,778円となり、6ページの資産の部の合計と整合しております。

以上、簡略ではございますが、水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

## **日程第26. 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託**

○議長（原中 政廣君） それでは、ただいま議題となっております認定第6号については、総務経済建設委員会から2名、文教厚生委員会から2名、計4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月11日と12日

の2日間で審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって……、林君。

○副議長（林 英明君） 9ページがね、タブレットの中に右側が抜けています。きれいに入っていないんですよ。だから、ちゃんと、今度から入れるようお願いしときます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかにありませんか。

異議なしと認めます。したがって、認定第6号については、4名で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、水道事業会計決算審査特別委員会委員については、各常任委員会で選出し、委員長、副委員長の選出もあわせて行いますので、暫時休憩いたします。暫時休憩。

午後2時01分休憩

-----  
午後2時07分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、会議を開きます。

タブレット関係の中身について、ちょっと後から本人に確認させて修正しますので、よろしくお願いたします。

ただいま設置しました水道事業会計決算審査特別委員会については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済建設委員会から下川康弘君、青柳久善君、文教厚生委員会から柴田正彦君、竹本慶吉君の4名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を水道事業会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長には柴田正彦君、副委員長には下川康弘君がそれぞれ選出されていますので、あわせて報告いたします。

---

## 日程第27. 報告第4号

○議長（原中 政廣君） 報告第4号健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 報告第4号健全化判断比率の報告をいたします。

議案書の53ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、令和元年度に公



表する健全化判断比率を、別紙監査委員の意見書をつけて報告するものです。報告書に記載しております4つの指標は、平成30年度決算に係る数値を基礎として算出したものです。

それでは、実質赤字比率から説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得特別会計、いわゆる普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますが、平成30年度は2億209万7,000円の黒字でございましたので、実質赤字比率はございません。

ちなみに、本町の標準財政規律は32億7,361万7,000円となっております。

次の連結実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の3つの特別会計の実質赤字額を加えた額の標準財政規模に対する比率でございますが、これも平成30年度は7億3,140万円の黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。

次の実質公債費比率は、普通会計の公債費に一部事務組合に対する負担金や繰出金を加えた町が負担すべき実質的な公債費に係る一般財源の標準財政規模に対する比率でございますが、3.9%となっております。

次の将来負担比率は、普通会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町が将来負担すべき債務は、当算定においては、国から配分される地方交付税や町の基金等で賄われるため、実質的な負担はゼロ円となりますので、発生しておりません。

なお、ただいま報告しました4指標は、議案書53ページの中段にお示ししております健全化判断比率報告書の表中の括弧内に示しております早期健全化基準の数値を大きく下回っており、財政の健全性を保っております。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

---

## 日程第28. 報告第5号

○議長（原中 政廣君） 報告第5号資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 報告第5号資金不足比率の報告を行います。

議案書54ページをごらんください。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度桂川町水

道事業会計決算に基づき、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該資金不足比率を議会に報告するものでございます。

次のとおり、資金不足比率の報告を行います。

特別会計の名称、桂川町水道事業会計。資金不足比率について、資金不足はございません。

以上、簡略ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

---

### 日程第29. 報告第6号

○議長（原中 政廣君） 報告第6号平成30年度桂川町継続費精算報告書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 報告第6号平成30年度桂川町継続費精算報告書について、説明いたします。

議案書の55ページをお開きください。

平成30年度桂川町継続費精算報告書について、地方自治法施行令145条第2項の規定により、報告するものです。

次の56ページの精算報告書をお開きください。

平成30年度桂川町継続費につきましては、上段の8款3項都市計画費と下段の8款4項住宅費の2件について、継続費の年度ごとの計画額、実績額を記載しております。

上段の8款3項都市計画費における桂川駅舎改築及び自由通路設置設計等事業につきましては、平成29年度から平成30年度までの計画額1億1,093万円に対し、実績額9,180万9,342円で事業を完了しております。

下段の8款4項住宅費における町営住宅二反田団地第1期建設事業については、平成29年度から平成30年度までの計画額6億198万6,000円に対し、実績額5億5,495万4,440円で事業を完了しております。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。皆さんお疲れさまでした。

午後2時17分散会

---